



消防だより

令和4年4月号



令和4年春季全国火災予防運動を実施しました

3月1日(火)から3月7日(月)までの1週間、令和4年春季全国火災予防運動を行いました。期間中は、一日消防長に任命された久米島紬大使の仲宗根麻衣子さんと大田治雄町長による特別点検、危険物・防火対象物の立入査察、消防団による林野火災防ぎょ訓練などを実施し防火思想の高揚を図りました。



東日本大震災から11年、備えを大切に

2011年3月11日午後2時46分・・・あの大規模な地震・津波災害から早くも11年が過ぎましたが、現在でも多くの災害が日本各地で起きています。非常用持ち出しカバン、食料品・日用品の蓄えなどみなさんできていますか？ぜひご家庭で家族みんなと**防災アクション**を実践してみましょう！

防災アクションとは

あなたが災害に備えて、日頃からとるべき行動や災害が起こった時、その場でとるべき行動のことです。

もしもの時を想像してみよう：⌚ 15分

- 身を守る安全な場所はどこ？
- 家具類や家電はどうなる？
- もし寝室で眠っていたら？
- トイレや浴室に入っていたら？

地図で確認しよう：⌚ 15分

- 近隣の避難場所・避難経路
- 集合場所
- 家族との連絡の取り方
- 自分の連絡先、家族の連絡先

防災のために必要なものを話し合おう：⌚ 15分

- 我が家の備蓄リスト
- 非常用持ち出し袋に入れる物リスト
- 我が家のそれぞれの部屋の転倒・落下・移動防止策

防災バッチリ、準備タイム：⌚ 15分

- 備蓄品の置き場所の確認
- 非常用持ち出し袋の置き場所の確認
- 家具類・家電に合った転倒・落下・移動の防止対策

こうして1時間もあればもしものときに、家族が安全に生き残れる対策がまとまります。最後に一人ずつ感想を述べるとなおいでしょう。皆さんぜひ一家で気楽に話し合ってみて実践してみましょう。

※住宅用火災警報器の交換の目安は**10年**です。定期的に作動の確認をしましょう。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。 ※違反對象物公表制度

あなたの所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む。)増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防設備が必要になったが未設置だと消防法令違反により、公表の対象になることがあります。

新たに事業を始める方も同様ですので、消防本部へご相談ください。



2月
出動状況

- ・救 急 ……………23件 (64件)
- ・火 災 …………… 0件 (0件)
- ・救 助 …………… 0件 (1件)
- ・風水害 …………… 0件 (0件)
- ・捜 索 …………… 0件 (0件)
- ・その他 …………… 0件 (1件)

()は、令和4年累計 合計………… 23件 (66件)